

# 情報公開規程

NPO法人

フードバンクネット西埼玉

## 情報公開規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンクネット西埼玉（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

### (法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

### (情報公開の方法)

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程の定めるところに従い、主たる事務所への備え置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

### (書類の備え置き等)

第5条 この法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。  
2 この法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

### (事務所備え置きの書類)

第6条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は、特定非営利活動促進法第52条第4項、第54条第4項、第56条に定められた別表に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

### (閲覧等の場所及び日時)

第7条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、主たる事務所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、この法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、この法人の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第8条 閲覧希望者から別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 様式1に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。

(2) 閲覧等申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧することができる。

(3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応ずる。

(インターネットによる情報公開)

第9条 この法人は、第7条第2項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経てこれを定める。

(管理)

第11条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2023年7月1日から施行する。

別表

番号	対象書類等の名称	備置期間
1	定款等(定款、認定及び登記に関する書類の写し)	永久
2	理事会、社員総会、評議員会の議事録	5年間
3	事業計画書、収支予算書、資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類	5年間
4	各事業年度の事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び損益計算書、これらの附属明細書、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面、監査報告、会計監査報告)	5年間
5	前事業年度の役員報酬及び費用に関する規程	5年間

様式1

閲覧(謄写)申請書

特定非営利活動法人フードバンクネット西埼玉

代表理事 様

申請月日

申請者

申請者住所 〒

電話番号

私(申請者)は、下記の閲覧(謄写)目的に従って、閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する情報を侵害することがないように誓います。

1. 閲覧希望日
2. 閲覧対象書類(別表より番号を選択)
3. 閲覧(謄写)の目的

様式2

閲覧等受付簿

受付番号	受付年月日	申込人の住所・氏名	担当者名	備考